

第11回  
マーチング&バトンステージ  
全国大会  
基本実施要項

一般社団法人日本マーチングバンド・バトントワーリング協会

大会名称：「第11回 マーチング&バトンステージ全国大会」

日時：平成24年2月18日（土曜日）開場 12:30 開演 13:00（予定）  
平成24年2月19日（日曜日）開場 10:30 開演 11:00（予定）

会場：神奈川県民ホール  
〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町3-1  
TEL 045-662-5901

主催：一般社団法人日本マーチングバンド・バトントワーリング協会

後援：神奈川県、神奈川県教育委員会、(社)全国高等学校文化連盟、  
日本スポーツバトン協会

特別協賛：株式会社フォトクリエイト・ヤマハ株式会社

主旨：近年、日本の吹奏楽・マーチングバンド・バトントワーリングの発展には目を見張るものがあります。

一方、少子化問題をはじめとする、青少年を取り巻く環境は、学校生活、特に課外活動に対し大きな制約を与えております。このような状況において当協会がマーチングバンド・バトントワーリングの活動に新たな発想を取り入れて、より活発に、そして楽しく活動に取り組めるようにすることにより青少年に情操教育の場を提供していくことが当協会の社会に対する責務と考えます。

ステージ全国大会は、この責務の実現に向けて少人数でも効果的な表現が可能なステージ（舞台）、特に小編成の団体に対しても全国大会に参加できる機会を与えることにより活動意欲をもたらす大会と言えます。

当協会の活動目的は「体育教育の意義」及び「音楽教育の意義」にあり、この二つの要素を併せ持つこの活動は、正に「スポーツ芸術」の真髄であると考えます。そして、一人ひとりを生かしつつ、集団としての統一美を要求することにより自他の尊重、連帯、忍耐、協力、公正など人と関わる力も養われるこの事業こそ、当協会の目的を成就し、日本の「スポーツ芸術」の発展に寄与する大会であると確信する次第です。

## 【実施規定】

### 1、参加資格

#### (1) - 1 加盟団体参加資格

平成23年11月1日現在、一般社団法人日本マーチングバンド・バトントワーリング協会に加盟団体登録を行っており、大会実行委員会に選考された団体。

※大会参加は加盟登録名で参加すること。

[1] 出場希望団体は、所属している都府県組織に出場希望申請書を提出する。

提出締切 平成23年11月21日（月）必着

[2] 所属している支部組織に推薦される。

[3] 参加団体は、大会実行委員会が選考し決定する。

[4] 参加団体には、平成23年12月9日（金）までに通知する。

[5] 次の支部については、下記の大会に出場し推薦される。

北海道支部：第11回マーチング&バトンステージ全国大会北海道代表選考会

東北支部：第15回マーチング&バトンコンテスト オンステージ東北大会

沖縄支部：第24回マーチング イン オキナワ 2011

#### (1) - 2 未加盟団体参加資格

出場希望団体は、大会実行委員会に出場希望申請書を提出すること。

[1] 平成23年10月1日（土）から11月21日（月）までに出場希望申請書を

本部に提出する。提出締切 平成23年11月21日（月）必着

[2] 参加団体は、大会実行委員会が選考し決定する。

[3] 参加団体には、平成23年12月9日（金）までに通知する。

(2) 人数は自由とする。

(3) 下記手続きを終えていること。手続き締切 平成24年1月10日（火）必着

[1] 構成メンバー登録書の提出。（当日の構成メンバー数は登録人数以内であること）

※構成メンバーとは、当日ステージ上に入場し演奏演技及び指揮を行うメンバーを意味する。

[2] 参加申込書の提出。

選手登録会費（加盟団体）または、参加費（未加盟団体）の納入。

（構成メンバー1名につき1,000円を納入する。）

[3] その他大会実行委員会が指定した書式の提出。

[4] 音楽著作権に関する書類の提出。

※大会参加日については、原則として大会実行委員会にて決定することを、あらかじめご了承ください。

## 2-A、演奏・演技（マーチングバンド）

- (1) 演技ステージ中心に横18m×縦18mの正方形を実線で明示する。  
(これを演技エリアという)
- (2) 演技エリア全域に4.5m間隔の十文字の印を明示する。
- (3) 演技エリア外での演技は禁止とする。  
(楽器、器物をエリア外に置く事は可、但し後方にはエリアはございません。)  
(演技ステージは別記の通りとする。)
- (4) マーチングバンド演奏演技時間は6分以内とする。

## 2-B、演技（バトントワーリング／カラーガード／ポンポン・ペップアーツ）

- (1) 演技ステージ中心に横18m×縦18mの正方形を実線で明示する。  
(これを演技エリアという)
- (2) 演技ステージ全域に4.5m間隔の十文字の印を明示する。
- (3) 演技エリア外での演技は禁止とする。  
(器物をエリア外に置く事は可、但し後方にはエリアはございません。)  
(演技ステージは別記の通りとする。)
- (4) 演技時間は4分以内とする。
- (5) 参加団体は構成メンバー以外に1名が当日音響ブースに演技用音源を持参し作動及び停止の合図を行うこと。(演技用音源はCDまたはMDを使用する。MDの場合は、使用曲のみを録音したものを持参すること。CDの場合は、原盤のみの使用とし、トラックセットは参加団体が行う。)

※ 演技時間とはMCコメント終了後演奏、演技開始から終了までとする。

## 3、エントリー

- (1) 区 分  
ディビジョン1 = 支部大会レベルの大会に参加経験のある団体。(判断は任意とする)  
ディビジョン2 = ディビジョン1以外の団体。
- (2) 編 成  
**★小学生の部★**  
①単一、複数団体を問わず小学生による編成。  
**★中学生の部★**  
①単一、複数団体を問わず中学生または小学生を含む編成。  
**★高校・一般の部★**  
①単一、複数団体による編成。但し、未就学児は除く。

## 4、講評及び表彰

- (1) 講評者は5名とする。
- (2) ディビジョンごと各部門に特別賞を授与する。

## 5、大会における著作権について

大会参加における著作権は著作権法に基づきこれを遵守すること。

- 1：プロップ等に人物画、キャラクター等をデジタルコピーまたは模写して使う場合は肖像権等の使用許諾が必要です。
- 2：使用曲には下記音楽著作権使用許諾申請が必要です。

### マーチングバンド部門

#### ◆音楽著作権使用許諾について

使用曲には下記音楽著作権使用許諾申請が必要です。

1. 市販の楽譜利用、及び自作曲の場合は、適用除外となります。
2. 原曲を自らアレンジした楽譜で利用する場合は、各団体ごとに原曲の作曲者または著作権を持っている出版社に対して編曲使用許諾申請を行ってください。  
尚、著作権は著作者の死後50年を経ると消滅する事が原則ですが、著作者の著作権の有無はJASRAC(=日本音楽著作権協会)の団体管轄支部に直接お問い合わせ下さい。(使用料等の金額並びに支払方法も提示される事があります。)
3. 使用許諾を証明する書類を提出すること。  
尚、著作権を所有している団体によっては公式の許諾用書式がない場合も想定されますが、その場合は、著作権所有の団体名、担当者名、連絡先、許諾に関する対応をされた期日等を記入し、許諾に要した金額の領収書等(コピー可)を添付してご提出下さい。

### バトントワーリング/カラーガード/ボンボン・ペップアーツ部門

#### ◆音楽著作権使用許諾について

使用する演技曲は下記の手続きを行わないと大会で音を流すことができません。

1. 使用する曲の音源(テープ、CD、MD等)については、団体の責任において直接出版元に使用許諾申請を行ってください。  
※複数の曲を使用する場合は、使用曲全てに適用されます。  
※許諾が下りるまでに日数がかかる場合がありますので注意して下さい。
2. 使用許諾を証明する書類を提出すること。  
※条件なしで許諾された場合はそれを証明する書類を提出して下さい。  
※条件付きで許諾された場合は版元より出される許諾を証明する書類及び有料の場合は振り込み済みの用紙を添えて提出して下さい。  
※大会で使用した演技曲について万が一版元とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理して頂きますのでご承知おき下さい。

### ◆複製権使用許諾について

(複製権使用許諾については、演技用音源がMDの場合行うこと。)

1. 許諾が下りたCD等音源を編集する場合もしくは一括録音をして使用する際に、複製権(録音利用料)が発生致します。JASRAC への申請は主催協会で行いますが、JASRAC からの請求金額は使用する団体の自己負担となりますので、ご承知おき下さい。(録音利用金額は一曲につき 400 円です。利用料の請求書は、大会実施より約1ヶ月後に協会より団体宛に郵送致します。)  
尚、録音利用許諾のシールは交付されなくなりました。従ってディスクに貼るシールは必要ありません。  
※北海道支部・東北支部・沖縄支部については、JASRAC シール発行廃止により、支部事務局から本部事務局へ、録音利用明細書(写し)の提出が義務づけられています。

### ◆演技用音源について

[MDの場合]

1. 構成メンバー以外に1名が当日音響ブースに演技用MDを持参し作動及び停止の合図を行うこと。
2. 作動合図は「スタート」、停止合図は「ストップ」の言葉を使用すること。
3. 演技用MDは、音楽著作権使用許諾並びに複製権使用許諾を受けたMDを使用すること。
4. 録音方法は、ノーマルモード(標準)とすること。  
LPモード(録音時間が2倍・4倍)での録音は再生できません。
5. MDには部門・区分・編成・団体名を入れること。

△	
< 部 門 > < 区 分 > < 編 成 > < 団 体 名 >	

[CDの場合]

1. 構成メンバー以外に1名が当日音響ブースに演技用CDを持参すること。
2. CDのトラックセット及び作動は参加団体で行う。停止は「ストップ」の言葉を使用し、合図を出すこと。
3. 演技用CDは、原盤のみの使用とすること。

以上の内容についてのお問い合わせは、一般社団法人日本マチングバンド・バトトワリング協会 (TEL:03-6231-6033, Email: jmba@japan-mba.org) または直接日本音楽著作権協会 (JASRAC) 03-3481-2121、ホームページ <http://www.jasrac.or.jp> にお問い合わせ下さい。

## 6、器 物

「器 物」とは、楽器・バトン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演技者以外の物を総称して器物とする。

「手 具」とは、演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類を手具とする。

「特殊効果」とは、フラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含）等の光の効果を用いたもの全てを特殊効果とする。

- (1) 手具・器物の搬入搬出は、安全かつ迅速に行うこと。また責任を持って搬入搬出をすること。  
尚、ここでいう搬入搬出とは、ステージへの入退場だけのことではなく、会場への入場から退場までの全行程のことをいう。
- (2) 特殊効果は使用方法・数量等の詳しい説明書を事前に大会実行委員会に提出すること。
  - I. 化学反応で発光するケミカルライト類は、その安全性が製造メーカーによって保証されているもののみ使用できる。
  - II. 火気・ガス類・液体類（シャボン玉等）及び固形燃料類は、使用を禁止する。
- (3) 国旗等の使用は敬意を損なわない最大限の注意をすること。尚、フラッグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。
- (4) スパンコールやビーズ等衣装の付属品は、他の団体の演技の妨げとならないようにすること。
- (5) 事前に申請のあった団体の電気の使用を許可する。但し、100V×15A 以内の容量とする。

## 7、その他

- (1) 参加に要する各団体個々の経費は、各参加団体の負担とする。
- (2) 構成メンバーの登録は、演技予定者名を記載し、選手登録会費（加盟団体）または、参加費（未加盟団体）を納入する。
- (3) 納入された選手登録会費（加盟団体）または、参加費（未加盟団体）は、返却しない。
- (4) ステージに入場できる人数は、登録人数以内とするが、メンバーの変更は認める。
- (5) 本番当日午前中導線確認の為の下見を実施する予定です。
- (6) 参加団体は大会実行委員会の指定する座席において、**写真・ビデオ3名（自団体演技中のみ）**撮影することができる。その他のビデオ撮影、写真撮影は一切禁止とする。
- (7) バス・トラックの駐車場はございません。
  - ①楽器用運搬トラックについては、楽器搬入出の為の通行証を発行する。  
通行証の申込がないと、会場での楽器搬入出は出来ない。
  - ②会館併設の有料駐車場は利用することが出来ない。  
各団体にて近隣の駐車場を手配すること。
- (8) 弁当  
弁当に関してはJTBにて斡旋を予定。（出場決定後、案内送付）

(9) 出演者席について

館内に出演者席を準備する予定。

(10) 傷害保険について

- ・当協会にて、出演者・係員を対象に傷害保険に加入する。
- ・補償内容は「大会当日の会場到着時から会場出発時まで」とする。
- ・会場までの移動や宿泊中の傷害保険については、各団体が任意でご加入下さい。

## 8、入場券販売

(1) 一般販売

料 金：入場券 2,000 円（前売り券 別途送料 500 円）

※ 全席自由

販 売：一般社団法人日本マーチングバンド・バトントワーリング協会  
当協会ホームページ (<http://www.japan-mba.org/>) に詳細を掲載。

(2) 参加団体への販売

- ・出場決定後、参加団体アンケートにて受付。

## 9、お問い合わせ

一般社団法人日本マーチングバンド・バトントワーリング協会事務局

〒110-0015 東京都台東区東上野 6-10-1 大崎ビル 4 階

tel 03-6231-6033 / fax 03-6231-6034

## 10、緊急対策

1. 目的

ステージ全国大会における会場管理の安全を期し、以て不測の事態による人的災害を最小限に軽減するために以下の緊急時対策をとる。

2. 予防体制

- ① 各担当者は、それぞれのポジション内の整理については、特に注意し、不必要なものはないようにする。
- ② 入場開始 1 時間前に、役員及び係員全員で、消防器所在などの会場内事情を確認するとともに不審物、危険物の有無の点検を徹底的に行う。多少でも疑わしきものがあつた場合には、大会本部に各担当責任者を通じ連絡すること。
- ③ 開会 30 分前に再度確認する。

3. 緊急事態発生の場合

① 火災発生の場合

- ア. 火災発生の発見者は、直ちに初期消火体制をとるとともに、臨席の消防官・警察官に通報、また、各担当責任者に連絡すること。
- イ. 各担当責任者は、大会本部に通報し、大会本部は消防署に通報する。
- ウ. 臨席の消防官または警察官の指示は、各担当者が受け本部に連絡する。
- エ. 初期消火については、会場内所定の消火器の操作要領を、各担当責任者が関係係員に確認しておくこと。



オ. 来場者の避難誘導については、大会本部からの連絡（放送）により、来場者を混乱させることなく、あらかじめ定めた通路を使って誘導を行う。

② 地震の場合

ア. 来場者に対して、まず冷静に対処することを放送・ハンドマイクなどで呼びかけ、本部の状況判断を待ち、避難を要する場合は各出入口を使って館外に誘導を行う。誘導にあたっては、各担当責任者、臨席の消防官・警察官の指示を受ける。

③ けが人・病人発生の場合

ア. けが人・病人が発生した場合には、各担当者を通じて大会本部に通報し、その指示を受け、救護係員の到着を待つこと。

イ. 各担当者は本部に通報する。

ウ. 大会本部は、救護班に待機場所を通報し、必要がある場合は、大会本部より救急車の出動を要請する。

エ. 救護所は、医務室に設置する。